

評議員・役員・評議員選任解任委員報酬規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 聖実福社会の評議員、理事、監事及び評議員選任解任委員の職務及び報酬等について定めるものである。

(定 義) 評議員とは、定款第5条による者をいう。

第2条 2 役員とは、定款第15条による理事・監事をいう。

3 評議員選任解任委員とは、定款第6条による者をいう。

第2章 報 酬 等

(評議員会等の出席)

第3条 評議員、役員又は評議員選任解任委員が、評議員会、理事会又は評議員選任解任委員会（以下「評議員会等」という。）に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 評議員会等の法人の会議に出席するための、評議員、役員又は評議員選任解任委員の交通費は、当法人旅費規程に準じて、支給するものとする。

(理事の報酬)

第4条 理事が評議員会等の出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 前項の業務を遂行するために必要な交通費は、当法人旅費規程に準じて、支給するものとする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う事ができる。

2 前項の業務を遂行するために必要な交通費は、当法人旅費規程に準じて、支給するものとする。

3 第1項及び前項にかかわらず、監事が第3条の規程により理事会に出席した場合は、別表2に定める監事の報酬は支払わないものとする。

(出張旅費)

第6条 評議員、役員又は評議員選任解任委員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 前項の業務を遂行するために必要な交通費は、当法人旅費規程に準じて、支給するものとする。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後現金で支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支払い)

第7条 第3条から前条に定める報酬等の支払いは、本規程で別に定めるものを除き、原則として、支払事由が発生した日から1月以内に、現金で支給するものとする。

第3章 雑 則

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員及び評議員選任解任委員には、この規程を適用しない。

(改 正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成30年10月13日より適用する。

別表1

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	5,157円
評議員会出席報酬等	5,157円
評議員選任解任委員会	5,157円

別表2

名 称	報 酬
理事業務報酬等	5,157円
監事監査指導報酬等	5,157円

別表3

旅 費	宿 泊 費	報 酬	そ の 他
実 費	15,000円を上限に実費	10,000円	実 費